資料１－１

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	関東百貨店健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関東百貨店健康保険組合（以下「当組合」という。）は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・特定個人情報を取り扱うことができる組合職員を限定し、他の職員や外部から特定個人情報にアクセスできないようシステム的に制御します。 ・特定個人情報にアクセスしたとき、いつ・だれが・どこからアクセスをしたか、システムで操作記録を自動的に残します。 ・基幹システムと中間サーバー等をサーバー間接続して直接データ授受を行うことにより、電子記録媒体等で統合専用端末とデータの受け渡しを行う業務を減らして、電子記録媒体等への不正なデータ複製や媒体の持出し、媒体の紛失等が生じるリスクを軽減します。また同様に、マイナポータルとの電子申請データの授受についてもAPI接続で直接データ授受を行える方式を採用して、電子記録媒体等で基幹システムとデータの受け渡しを行う業務を減らすことで、電子記録媒体等の使用に係るリスクを軽減します。

評価実施機関名

関東百貨店健康保険組合

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	適用、給付及び徴収関係事務
②事務の内容　※	＜制度内容＞ 　当組合は、健康保険法（大正11年法律第70号）並びに番号法等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 　その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動、保養施設の運営などを行っている。 　また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。 　当組合の加入者は、全国の衣服、家具、家庭用電気機械器具、その他多種類の耐久性商品の小売業の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者（一般加入者）、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者（任意継続加入者）で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。 ＜事務内容＞ 　当組合が行う事務のうち、番号法別表の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 　なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になった。また、事業所が作成した当組合宛電子申請データや電子書類、当組合が作成した事業所宛電子書類をオンラインで相互に送受信できる電子文書授受システム（以下、「KXシステム」という。）を令和7年8月から利用して、申請・受付事務等の効率化及び電子決裁、電子保存等を進める（※1）。 1．適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。）を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を入手（※2） (3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）（被保険者が希望する場合に限る。）は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3） (5)健康保険被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照 （※1）マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク（以下「オンライン請求NW」という。）を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。 また、KXシステムではマイナポータル経由と同じ形式の電子申請データ以外にも事業所が当組合が定めた様式で作成した電子申請データや電子書類をTLS/SSLによる暗号化/電子署名でセキュリティを確保してKXシステムに送信し、当組合がIP-VPNによる閉鎖された通信回線でこれを入手する。当組合が作成した事業所宛電子書類も暗号化/電子署名をしてIP-VPNによる閉鎖された通信回線でKXシステムに送信し、事業所がこれを入手する。なお、KXシステムの運用事業者が、送受信されるファイルの閲覧、編集・加工等ができないようシステム上制御されている。 （※2）地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。 （※3）従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。

	2. 給付事務（加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務） (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係わる届出書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引 (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認（※4） (4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 （※4）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。 3. 徴収事務（保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務） (1)任意継続被保険者の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について資格関係情報等の参照 （付）給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。）
②システムの機能	基幹システムは、既存の(1)適用関係機能、(2)給付関係機能、(3)徴収関係機能と新規の(4)個人番号管理機能の4つのシステム機能で構成される。 (1)適用関係機能（以下「適用システム」という。） ・加入者の資格取得、喪失、異動、個人番号その他加入者情報の審査、登録、変更、削除 ・加入者及び加入者情報の検索、参照 ・その他、健康保険被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）、高齢受給者証、資格喪失証明書等の資格関係証書の発行、管理 (2)給付関係機能（以下「給付システム」という。） ・給付申請の審査、登録、変更、削除 ・給付金計算 ・その他、限度額適用認定証等の給付関係証書の発行、管理、医療費のお知らせ等の作成 (3)徴収関係機能（以下「徴収システム」という。） ・月額、算定、賞与等の標準報酬に係る届の審査、登録、変更 ・保険料計算 ・保険料の徴収、収納管理 (4)個人番号管理機能（以下「個人番号管理システム」という。） ・個人番号及び被保険者枝番と既存システムで用いている識別番号（※）との紐付けテーブルの作成、変更、削除 ・個人番号の重複登録の審査 （※）「識別番号」は、既存システムで被保険者及び被扶養者を特定するために当組合で発番した一意の番号で、事業所コード、証記号番号＋枝番及び続柄コード、従業員番号及び扶養番号である。 （「証記号番号＋枝番」は、オンライン資格確認等の実施に対応して従来からの「証記号番号」に個人を識別する2桁の番号（枝番）を、令和2年度から付加するものである。以下、「証記号番号＋枝番」について同じ。）
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　（中間サーバー等、レセプトシステム、レセプト情報管理・分析システム、保健システム、調査報告システム、月報システム、マイナポータル、KXシステム）

システム2	
①システムの名称	中間サーバー等
②システムの機能	中間サーバー等は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバー等は、医療保険情報提供等実施機関である支払基金及び国民健康保険中央会が取りまとめて運営する(以下「取りまとめ機関」という。)。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (ⅰ)資格履歴管理 新規加入者の5情報、資格情報(個人番号を含む。)及び各種証情報を中間サーバー等に登録する。 (ⅱ)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (ⅰ)機関別符号取得 他の情報保有機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ⅱ)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (ⅲ)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (ⅳ)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の情報保有機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。 (3)本人確認事務に係る機能 (ⅰ)個人番号取得 5情報を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。 (ⅱ)5情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(5情報等)を取得する。
③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム　[ ]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム　[ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等　[ ]税務システム [○]その他　(基幹システム、オンライン資格確認等システム)

システム3	
①システムの名称	電子申請受付クライアントソフト
②システムの機能	事業所がマイナポータル経由で提出した健康保険事務に係る届出書の電子申請データを、オンライン請求NWを通じて電子申請用端末(以下「レセオン端末」という。)で受け付けし、基幹システムで審査した結果をレセオン端末からオンライン請求NWを通じてマイナポータル経由で事業所に通知するパッケージシステムで、レセオン端末上で稼動する。 (1)オンライン接続機能 オンライン請求NWを通じてマイナポータルにログイン/ログアウトする。 (2)電子申請データのダウンロード機能 マイナポータル経由で提出された事業所の電子申請データを一覧表示して確認し、基幹システムで受付・審査処理をするためにフラッシュメモリにダウンロードする。 (3)電子申請データの受付・審査結果送信機能 電子申請データの受付・審査結果を事業所に通知するため、基幹システムからフラッシュメモリに記録した情報をマイナポータル経由で送信する。 (4)申請履歴等の保存機能 電子申請データの受付及び審査結果等の履歴情報を保存、閲覧する。 ※この電子申請受付クライアントソフトは、国が開発し健保組合に提供されるものを使用する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム　[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム　[ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等　[ ]税務システム [○]その他　(マイナポータル)

システム4	
①システムの名称	電子文書授受システム（KXシステム）
②システムの機能	事業所が作成した当組合宛の電子申請データや電子書類、当組合が作成した事業所宛の電子書類を暗号化/電子署名して相互に送受信するパッケージシステムで、運用事業者（一般財団法人関西情報センター）が管理・運用するKXシステムにオンライン接続して利用する。 (1)事業所からの送受信 ・事業所からの送受信は、事業所のクライアント端末にインストールしたKX事業所アプリでKXシステムに接続して、TLS/SSLによる暗号化/電子署名で通信内容の秘匿や盗聴防止対応をしたファイルを送受信する。 ・当組合から当該事業所宛てに電子書類ファイルが送信されている旨の通知を確認し、KXシステムからファイルを受信して、クライアント端末に取り込みする。 ・ファイルを受信・取込した後、当該ファイルをKXシステムから消去しない場合は、一定期間経過後にKXシステムから自動的に消去される。 ※KX事業所アプリは認証機関（KXシステム運用事業者）から電子証明書と共に事業所に送付され、事業所はファイアウォールやウィルス対策ソフト、パターンファイルの随時更新等セキュリティ対策をしたクライアント端末にインストールして使用する。 (2)当組合からの送受信 ・当組合からの送受信は、当組合のKX連携サーバーをIP-VPNによる閉鎖されて通信内容の秘匿や盗聴防止対応がされた通信回線でKXシステムに接続して行う。 ・基幹システムで作成した事業所宛の電子書類ファイルは、暗号化/電子署名してKX連携サーバーからKXシステムに送信する。送信はシステム設定により定時にまとめて行われる他、随時に送信することもできる。 ・事業所から当組合宛に送信された電子申請データや電子書類ファイルは、KXサーバーからKX連携サーバーで受信して、基幹システムに取り込みする。受信はシステム設定により定時にまとめて行われる他、事業所からファイルが送信されている旨の通知を確認して随時に受信・取込もできる。 ・ファイルを受信・取込した後、当該ファイルはKXシステム及びKX連携サーバーから自動的に消去される。 ※KX連携サーバーには基幹システム運用事業者が、ファイアウォールやウィルス対策ソフト、パターンファイルの随時更新等セキュリティ対策を行い、運用事業者が送受信されるファイルの内容閲覧、編集・加工等をしない契約とし、システム的にも制御する。 (3)KXシステム（サーバー）運用 ・KXシステムを利用する組合や事業所の電子証明、有効期間、組合情報や事業所情報等の登録・更新管理を行う。 ・事業所及び当組合がKXシステムにアクセスして、ファイルの送受信等を行った結果を随時参照できるよう履歴管理を行う。 ・事業所及び当組合のファイル送受信に当たり、認証された発信元及び送信先であることをシステム的に確認し、送信先にはファイルが送信されている旨の通知を行う。 ・KXシステム（サーバー）には、当組合専用の論理的に区分された区画にのみ当組合及び当組合事業所の送受信ファイルが記録され、他の組合のファイルとは混在しないよう制御されている。 ※KXシステム（サーバー）は、KX事業所アプリと利用組合の基幹システム以外のシステムとは接続しない。また、運用事業者が送受信されるファイルの内容閲覧、編集・加工等をしない契約とし、システム的にも制御する。 ※運用事業者がファイアウォール、パターンファイルの随時更新を行い、また、構成機器は月次で脆弱性診断を、Webアプリケーションは毎年定期的に第三者機関による脆弱性診断のセキュリティ対策を実施する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 基幹システム　　）

3. 特定個人情報ファイル名	
健康保険基幹情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に示した事務で、基幹システムにおける加入者の資格関係情報や給付関係情報、徴収関係情報の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するため、個人番号及び被保険者枝番と既存システムで用いている識別番号を紐付けて管理する必要があることから、健康保険基幹情報ファイルを特定個人情報ファイルとして保有する。
②実現が期待されるメリット	(1)個人番号を利用することにより、加入者の資格関係情報、給付関係情報及び徴収関係情報のより正確かつ効率的な更新、検索・照会が可能になり、誤った相手に対する資格関係の変更・異動や給付、保険料の賦課・徴収等を行うリスクが軽減できる。 (2)被保険者の事業所異動により既存システムで用いている識別番号の変更が行われた後も、個人番号を利用することにより異動前後の給付関係情報、徴収関係情報をより正確かつ効率的に名寄せして検索・照会することができ、情報の連続性が損なわれるリスクが軽減できる。 (3)加入者が当組合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、書類の添付を省略することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法　第9条第1項（利用範囲）　別表　項番2 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （照会）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び 同命令第5条 （提供）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項及び 同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 （委託の根拠）・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事業管理室
②所属長の役職名	室長
8. 他の評価実施機関	
なし	

（別添1）事務の内容

事務全体図 （当組合は、基幹システムと中間サーバー等，マイナポータル，KXシステムをサーバー間接続します。）

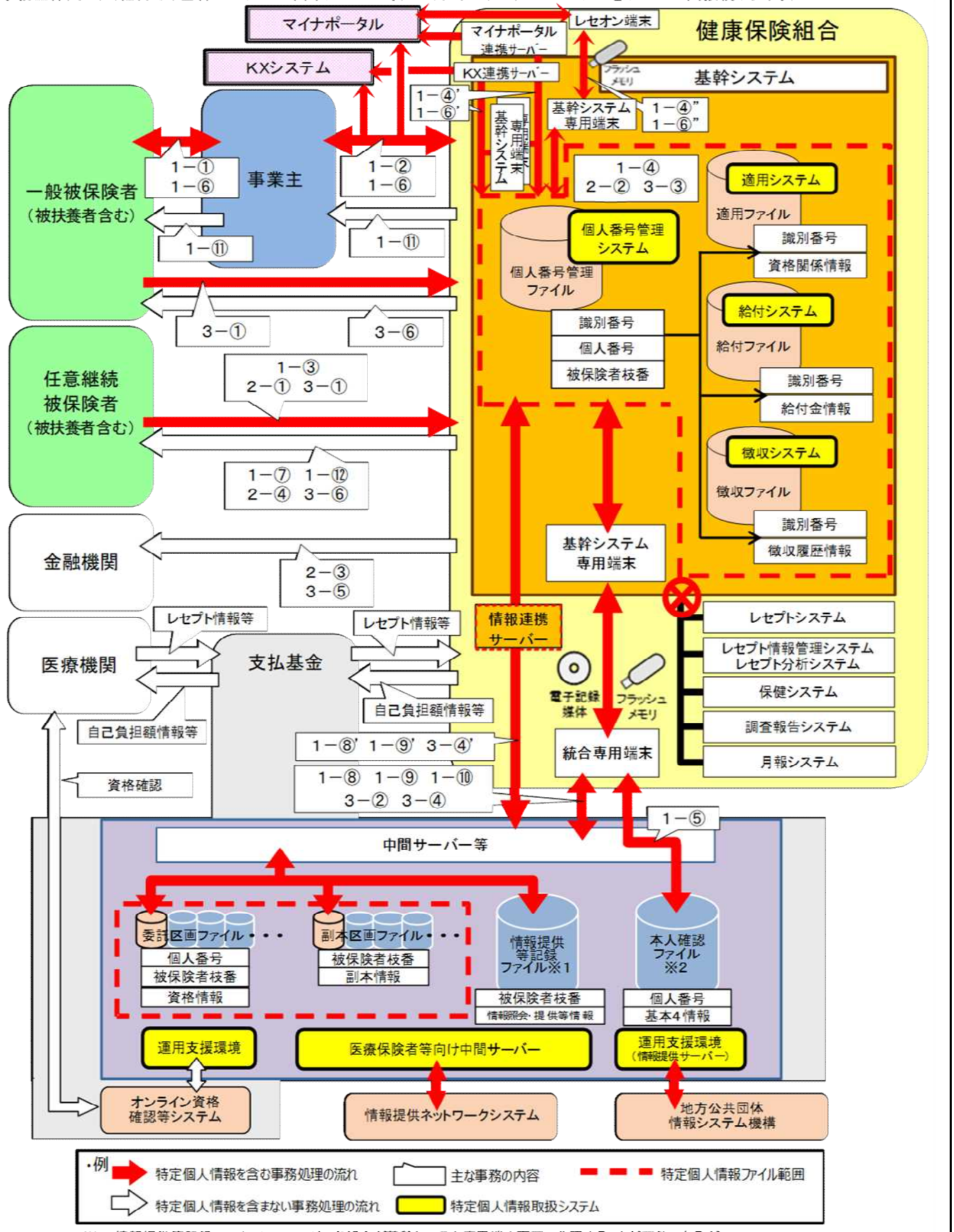

※1 情報提供等記録ファイルについては、当組合が基幹システム専用端末画面で参照することが可能であるが、参照できる範囲は、当組合からの委託により、支払基金が情報照会及び情報提供したものに限られる。

※2 本人確認ファイルについては、当組合が統合専用端末画面で参照することが可能であるが、参照できる範囲は、当組合からの委託により、支払基金が情報照会したものに限られる。

（備考）

※図中の「識別番号」は、既存システムで被保険者及び被扶養者を特定するために当組合で発番している一意の番号で、証記号番号＋枝番及び続柄コード、続柄枝番である。
※個人番号を格納する「個人番号管理ファイル」と、識別番号や被保険者枝番を連携キーとして「適用ファイル」、「給付ファイル」、「徴収ファイル」、「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」が紐付くため、これらのファイルを一つの特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）としている。ただし、「委託区画ファイル」及び「副本区画ファイル」においては、医療保険者等ごとに論理的に区分された区画に情報が保存されることとなっており、各医療保険者等は自らの区画に保存された情報のみ保有する。
※図中の「個人番号管理システム」は番号制度導入に伴い開発したシステムであり、「適用システム」「給付システム」「徴収システム」は、個人番号管理機能開発及び情報連携に伴い改修を行ったシステムである。
※「基幹システムへの登録」とは、基幹システム専用端末を用いて各種情報を登録する行為である。また基幹システム専用端末は基幹システムに情報を登録するための、インターネット閲覧やメールの送受信等ができないように制御された端末である。
※図中の「統合専用端末」とは、中間サーバー等と地方公共団体情報システム機構に接続可能な端末を統合し、どちらにも情報照会を行うことができる端末である。
※図中の「情報連携サーバー」とは、委託区画ファイルへの資格情報の登録や更新及び副本区画ファイルへの副本情報の登録や更新を行う際に統合専用端末を用いず中間サーバー等と基幹システムをサーバー間接続をして行うための送受信用サーバーで、ウィルス対策ソフト及びファイアウォールでセキュリティ保護し、他の外部ネットワークシステムとは分離している。
なお、地方公共団体情報システム機構や他の情報保有機関への情報照会は統合専用端末で行い、情報連携サーバーを介したサーバー間接続では行わない（ただし、公金受取口座情報のデジタル庁への照会はサーバー間接続でも可能）。
※図中の「レセオン端末」とは、マイナポータルにオンライン請求NWを通じて接続し、端末に搭載した電子申請受付クライアントソフトにより事業主がマイナポータル経由で提出した電子申請データのダウンロード及び電子申請データの受付・審査結果を事業主宛にマイナポータル経由で通知する専用端末で、他のネットワークや基幹システムとは接続しない。
また、図中の「マイナポータル連携サーバー」は、レセオン端末に代えてマイナポータルと基幹システムをサーバー間接続（直接API連携）をして行うための送受信用サーバーで、ウイルス対策ソフト及びファイアウォールでセキュリティ保護し、他の外部ネットワークシステムとは分離している。
なお、直接API連携の導入後は、障害やメンテナンス等で直接API連携が使用できない場合のみレセオン端末に切り換えて電子申請データの授受を行う。
※図中の「KXシステム」は、マイナポータルとは別に当組合と事業所間で電子申請データや電子書類をオンラインで相互に送受信するシステムで、「KX連携サーバー」はKXシステムと基幹システムをサーバー間接続をして行うための送受信用サーバーで、ウイルス対策ソフト及びファイアウォールでセキュリティ保護し、他の外部ネットワークシステムとは分離している。

<個人番号を取り扱う事務の流れ>
1．適用事務
1－① 一般被保険者は事業主に対し、被保険者資格取得等の異動認定に関する申請を行う。
新規資格取得又は被保険者の個人番号変更届をする場合は、事業主が被保険者の個人番号及び本人確認を行う。
新規被扶養者認定又は被扶養者の個人番号変更届をする場合は、被保険者が被扶養者の個人番号及び本人確認を行い事業主に申請する。
1－② 事業主は、個人番号を記載した被保険者資格取得や異動、月額賞与関連等の各種届出書を作成し、当組合へ紙又は電子記録媒体にて提出する。
事業主が各種届出書を電子申請データで作成した場合は、オンラインでマイナポータル経由又はKXシステムで当組合に提出する。
1－③ 任意継続被保険者は、各種届出書を当組合へ直接提出する。
被保険者が個人番号変更届をする場合は、当組合が被保険者の個人番号及び本人確認を行う。
新規被扶養者認定又は被扶養者の個人番号変更届をする場合は、被保険者が被扶養者の個人番号及び本人確認を行って当組合に提出する。
1－④ 当組合は、紙又は電子記録媒体による届出書を確認し基幹システム専用端末で基幹システムに登録する。
なお、紙の届出書が多いときは業者に委託してデータ化した電子記録媒体により当組合の職員等が基幹システム専用端末で基幹システムに登録することがある。
1－④’ マイナポータル経由又はKXシステムで提出された電子申請データは、各々の連携サーバーで受信して、基幹システム専用端末の操作により、基幹システムに登録する。
1－④”マイナポータル経由で提出された電子申請データをレセオン端末で受け付ける場合は、レセオン端末で受信した電子申請データをフラッシュメモリに一時記録して、フラッシュメモリから基幹システム専用端末で基幹システムに登録する。
1－⑤ 個人番号の記載が必要な届出書に個人番号の記載がない場合や、記載された個人番号の確認又は5情報を確認する必要がある場合、当組合が地方公共団体情報システム機構に照会する。
照会は、統合専用端末でオンラインにより支払基金に情報照会依頼を行い、支払基金が地方公共団体情報システム機構に情報照会を行った結果をオンラインにより統合専用端末で確認の上、フラッシュメモリに一時記録して、基幹システム専用端末で基幹システムに登録する。
1－⑥ 基幹システム登録の際に疑義や登録エラーが生じた事業主からの届出書は、当組合から事業主に報告又は返却して訂正を求める。訂正に当たり被保険者に確認する事項がある場合は、事業主が被保険者に確認する。
1－⑥’ マイナポータル経由又はKXシステムで受け付けた電子申請データに疑義や登録エラーが生じた場合は、当組合からマイナポータル経由又はKXシステムで事業主に通知する。なお、正常に登録処理が完了した電子申請データについても結果通知をマイナポータル経由又はKXシステムで事業主に通知する。
1－⑥”レセオン端末で受け付けた電子申請データの場合は、通知を基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録してレセオン端末に読み込みし、レセオン端末からマイナポータル経由で事業主に通知する。
なお、正常に登録処理が完了した電子申請データについても結果通知を基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録してレセオン端末に読み込みし、レセオン端末からマイナポータル経由で事業主に通知する。

1－⑦ 基幹システム登録の際に疑義や登録エラーが生じた任意継続被保険者からの届出書は、当組合から被保険者に報告又は返却して訂正を求める。
1－⑧ 新規資格取得や新規被扶養者認定の場合、基幹システムに登録した個人番号、5情報及び資格情報を基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録して、統合専用端末でオンラインにより委託区画ファイルに登録し、被保険者枝番を取得する。取得した被保険者枝番は、統合専用端末で確認の上、フラッシュメモリに一時記録して、基幹システム専用端末で基幹システムに登録する。
1－⑧' サーバー間接続によりこれを行う場合は、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介してオンラインにより資格情報を委託区画ファイルに登録して被保険者枝番を取得し、基幹システム専用端末で基幹システムへの登録、確認をする。
1－⑨ 新規資格取得や異動を認定した後、情報連携のために資格関係情報を基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録して、統合専用端末でオンラインにより副本区画ファイルに登録する。
1－⑨' サーバー間接続によりこれを行う場合は、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介してオンラインにより副本区画ファイルに登録する。
1－⑩ 他の医療保険者等や情報保有機関に情報照会するときは、被保険者枝番を用いた照会データを基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録して、統合専用端末からオンラインで中間サーバー等に送る。
他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定では、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に資格喪失を照会して、結果を統合専用端末で確認する。
また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、中間サーバー等で被保険者枝番を機関別符号に変換した照会データを情報提供ネットワークシステムで当該情報保有機関に情報照会して、結果を統合専用端末で確認する。
1－⑪ 必要に応じて発行した健康保険被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）は、事業主を経由して一般被保険者に交付する。
1－⑫ 任意継続被保険者の場合は、当組合が直接被保険者に対して、健康保険被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）を交付する。

2. 徴収事務
2－① 任意継続被保険者の資格喪失時において、被保険者は証記号番号＋枝番又は個人番号を記載した納付済保険料の還付請求書の作成を行い、当組合へ提出する。
2－② 当組合は、還付請求書に記載された証記号番号＋枝番又は個人番号を確認し、基幹システム専用端末で還付金計算を行い、基幹システムに保険料還付情報を登録する。
2－③ 当組合は金融機関に対し、被保険者への保険料還付金の振込処理を行う。（＃1）
2－④ 当組合は被保険者に対し、紙による還付保険料振込の通知を行う。

3. 給付事務
3－① 被保険者は証記号番号＋枝番又は個人番号を記載した紙の給付金支給申請書の作成を行い、当組合へ提出する。なお傷病手当金又は出産手当金の場合、被保険者は事業主へ紙の給付金支給申請書を送付して出勤状況等事業主証明欄の記載を受け、事業主から被保険者に返送し、被保険者が給付金支給申請書を当組合へ提出する。
3－② 当組合は、他の情報保有機関に給付決定に必要な情報照会を行う場合、被保険者枝番を用いた照会データを基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録して、統合専用端末からオンラインで中間サーバー等に送り、中間サーバー等で被保険者枝番を機関別符号に変換した照会データを情報提供ネットワークシステムで当該情報保有機関に情報照会して、結果を統合専用端末で確認する。
3－③ 当組合は、給付金支給申請書に記載された証記号番号＋枝番又は個人番号を確認し、基幹システム専用端末で基幹システムに申請書情報の登録を行う。
3－④ 登録後、情報連携のために給付関係情報を基幹システム専用端末からフラッシュメモリに一時記録して、統合専用端末でオンラインにより副本区画ファイルに登録する。
3—④' サーバー間接続によりこれを行う場合は、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介してオンラインにより給付関係情報を副本区画ファイルに登録する。
3－⑤ 当組合は金融機関に対し、被保険者への給付金振込処理を行う。（＃1）
3－⑥ 当組合は被保険者に対し、紙による給付金支給決定通知書を送付し、給付金振込内容の通知を行う。

＃1＜給付金･還付金等の振込事務について＞
一般被保険者への給付金等は、被保険者が所属する事業所又は被保険者が申請の際に届け出た金融機関等口座に振込処理を行う。任意継続被保険者又は資格喪失者への給付金･還付金等は、被保険者が申請の際に届け出た金融機関等口座に振込処理を行う。
なお、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和5年4月以降、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、照会データをオンラインで中間サーバー等に送り情報提供ネットワークシステムで口座情報登録システム（デジタル庁）に照会して取得した当該被保険者の公金受取口座に振込処理を行う。

＜基幹システムと接続している他のシステムについて＞
※電子申請データの受付をマイナポータルと基幹システムをオンライン請求NWで接続して行う直接API連携では、他のネットワークとの接続ができないようシステム的に制御する。
※電子申請データの受付を、KXシステムと基幹システムを専用通信回線で接続して行う場合も、他のネットワークとの接続ができないようシステム的に制御する。
※基幹システムと接続しているレセプトシステム、レセプト情報管理・レセプト分析システム、保健システム、調査報告システム、月報システム（以下「レセプトシステム等」という。）は、インターネットに接続する情報系システムから分離している。
※レセプトシステム等は識別番号を利用して適用ファイルから証記号番号＋枝番等を利用するが、個人番号管理ファイルは参照できないようシステム的に制御している。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
健康保険基幹情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その必要性	当組合の事務を行う上で、加入者の資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を記録・管理する必要があるため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）
	その妥当性	・個人番号　：対象者を正確に特定するために記録するもの。 ・その他識別情報（内部番号）　：既存システムの識別番号を個人番号と紐付け、資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・5情報、連絡先　：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報　：保険料の賦課・徴収、給付に関する事務処理を行い、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・公金受取口座情報　：被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年10月1日
⑥事務担当部署		業務部、総務部総務課経理係

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、後期高齢者医療広域連合 ） [○] 民間事業者 （ 加入事業所 ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金、全国健康保険協会、国民健康保険組合、当組合以外の健康保険組合 ）
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [ ] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、KXシステム ）
③入手の時期・頻度	(1)個人番号の新規加入入手（電子申請による入手を含む。） ・資格取得する一般被保険者や資格認定するその被扶養者の個人番号は事業所からの届出書で入手する：随時 ・任意継続被保険者の資格認定する被扶養者の個人番号は被保険者からの届出書で入手する：随時 ・個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイル一括照会して入手する：随時 (2)個人番号変更入手（電子申請による入手を含む。） ・個人番号に誤りや番号変更が生じたとき、一般被保険者又はその被扶養者の新個人番号は事業所からの届出書で、任意継続被保険者又はその被扶養者の新個人番号は被保険者からの届出書で入手する：随時 (3)情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 ・医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する：随時
④入手に係る妥当性	＜個人番号の入手方法の妥当性＞ 個人番号取得の法令上の根拠は番号法第14条第1項で、次のように入手する。 【本人又は本人の代理人から個人番号の入手】 任意継続被保険者の資格認定時の被扶養者の個人番号や、個人番号の変更が生じた任意継続被保険者又はその被扶養者の新個人番号については、被保険者本人又は本人の代理人があらかじめ定められた届出書に個人番号を記載し、それを郵送又は直接当組合に届け出ることにより、当組合が入手する。 【加入事業所から個人番号の入手】 資格取得時の一般被保険者の個人番号及び資格認定時のその被扶養者の個人番号や、個人番号の変更が生じた一般被保険者又はその被扶養者の新個人番号については、事業所が被保険者本人又は本人の代理人から提出を受けて届出書に個人番号を記載し、その書類を郵送又は電子申請データにしてマイナポータル経由又はKXシステム（※1）で当組合に届け出ることにより、当組合が入手する。 当組合が事業所から届出書を受け付けるに当たっては、定められた紙の届出書又は暗号規約等の仕様が定められた電子記録媒体又はマイナポータル経由又はKXシステムで申請された電子申請データのいずれかで行う。 【地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手】 個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイル一括照会し入手する。 ただし、5情報が一致しない場合は入手せず、本人等への確認を行う。 （※1）厚労省の「行政手続きコスト削減のための基本計画（令和元年6月改定）」において、マイナポータル等を利用した電子申請環境の構築によって電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る方針が示され、さらに、政府による社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化の推進の取り組みも踏まえ、2020年11月から開始する電子申請サービスにより事業所からマイナポータル経由で申請されたデータで当組合が入手する。 また、KXシステムは組合・事業所間で電子文書を送受信する専用システムで、マイナポータルで申請できるデータの他にも、当組合が定めた様式で事業所が作成し申請したデータを当組合が入手することができる。 ＜個人番号の入手の時期・頻度の妥当性＞（※2） (1)新規加入入手 ・資格取得する被保険者や資格認定する被扶養者の個人番号は、その届け出があった都度、随時入手

		する。 ・個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、その届け出があった都度、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイル一括照会により随時入手する。 ただし、5情報が一致しない場合は入手せず、本人等への確認を行う。 (2)個人番号変更入手 ・届け出た番号の誤りの発覚や変更があった場合、新番号の届け出があった都度、随時入手する。 (※2)電子申請による入手の場合も同様に、事業所からマイナポータル経由又はKXシステムで届け出(申請)があった都度、随時入手する。 ＜情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性＞ ・当組合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバー等を介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。
⑤本人への明示		機関誌や当組合Web等において、個人番号の入手・利用を行う趣旨や個人番号の記載が必要な帳票の記載要領をあらかじめ明示する。 ※なお、個人番号入手の法令上の根拠は、番号法第14条第1項である。 加入者に対し、個人番号の利用について以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、支払基金に個人番号を提供し、支払基金が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。
⑥使用目的 ※		Ⅰ基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した、 1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)等の発行・管理、異動・標準報酬関係届出書の資格情報確認 2. 給付申請届出書の資格情報確認・審査、給付金計算及び限度額適用認定証等の発行・管理 3. 保険料徴収や未納管理 の事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 また、資格認定事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは従前の医療保険者等に情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは当該情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で当該加入者の申請情報と照合・確認することに使用する。
	変更の妥当性	使用目的の変更なし
⑦使用の主体	使用部署 ※	業務部、総務部総務課経理係
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		Ⅰ基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理の、 1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険被保険者証等の発行・管理、異動・標準報酬関係届出書の資格情報確認 2. 給付申請届出書の資格情報確認・審査、給付金計算及び限度額適用認定証等の発行・管理の資格情報確認 3. 保険料徴収の資格情報確認、保険料収納情報確認による未納管理 で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付け、必要な情報を健康保険基幹情報ファイルから検索・参照する。 また、資格認定事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは被保険者枝番を用いた照会データで中間サーバー等内で情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは被保険者枝番を用いた照会データを中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で当該加入者の申請情報と照合・確認する。

	情報の突合 ※	・個人番号が記載された届出書の受付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けされた既存システムの識別番号により基幹システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な加入者の確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・異動により既存システムの識別番号が変更されているとき、異動前の資格情報項目と突合して同一人を名寄せし、必要な情報の履歴の参照を行う。 ・任意継続被保険者の加入処理を行う際に、それまで被保険者であった期間の資格情報項目と突合して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは被保険者枝番を用いた照会データで中間サーバー等内で情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは被保険者枝番を用いた照会データを中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で当該加入者の申請情報と照合・確認する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行わない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	加入者の資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定
⑨使用開始日		平成28年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 5 ） 件
委託事項1		基幹システム導入、保守・点検、障害調査等
①委託内容		基幹システムの導入・設定作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等の作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	基幹システムの導入、保守、改修、障害調査等の適切な実施に当たり、専門的かつ高度な知識・技術を要するために、特定個人情報の取扱いを委託することが必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 当組合のサーバ内の特定個人情報ファイルを使用して基幹システムの動作・稼動確認テストを行う ）
⑤委託先名の確認方法		当組合への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		公益財団法人日本生産性本部 ICT･ヘルスケア推進部
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理、及び資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに登録
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	当組合における資格履歴を管理するため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		当組合への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項3		中間サーバー等における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	当組合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当組合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		当組合への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項4		中間サーバー等における本人確認事務
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	当組合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		当組合への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		帳票類のデータ入力業務
①委託内容		資格取得届、算定届等の紙帳票からデータ入力によるデータファイル作成
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	繁忙期に、健康保険事務のシステム処理に必要な多量の紙帳票（届出用紙）のデータ化を専門事業者に委託し、所定の期間内に事務処理等を遅滞なく遂行するため。
③委託先における取扱者数		[　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		当組合への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		委託の必要が生じた都度、委託先を選定するため未定
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 25 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各情報照会者 （別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各項 （別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照）
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各事務 （別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照）
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第2に定める各特定個人情報 （別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		○当組合のセキュリティ管理区域は「特定個人情報を取り扱う事務を実施する区画、及びサーバー室」である。 ○特定個人情報ファイルはセキュリティ管理区域内に設置したサーバーに保管し、個人番号が記載された届出書等の帳票類及び電子記録媒体もセキュリティ管理区域内に設置した保管庫に保管する。 なお、基幹システム専用端末や基幹システムに接続していない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管・留置しないよう規制している。 組合事務所の建物　：　監視カメラによる訪問者の記録管理 組合事務室　　：　IDカードによるセキュリティドア、職員等の入退室・訪問者の記録管理 [セキュリティ管理区域] サーバー室　　：　IDカードによるセキュリティドアによる立入りの制限、 担当職員の入退室や操作ログを記録管理 保管庫　　：　管理者による施錠管理 ※マイナポータル経由又はKXシステムで電子申請された届出書データは決裁処理が終了するまでの間、基幹システム又は電子記録媒体に保管･管理する。 決裁処理をした届出書データは、基幹システム又は電子記録媒体に保管･管理する。 なお、電子記録媒体は管理簿に記載して、上記の保管庫に保管･管理する。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①中間サーバー等の運用支援環境の設置場所は、取りまとめ機関が所有のサーバー環境（オンプレミス環境）の場合、セキュリティを確保したサーバー室に設置し、許可された者のみが入退室できる管理対象区域にて設置する。また、クラウド環境の場合、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 ②特定個人情報は、運用支援環境（情報提供サーバー）のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　　20年以上　　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	・基幹システムに保存する個人番号については、当組合の「文書保存規程」に規定された保存期間に基づき、資格喪失後10年間保管する。 ・電子申請された届出書データは決済処理が終了するまでの間、基幹システム又は電子記録媒体で保管･管理する。 決済処理をした届出書データは、当組合の「文書保存規程」に定められた期間、基幹システム又は電子記録媒体で保管する。 ・中間サーバー等内の委託区画ファイルに保存される情報については、オンライン資格確認等システムで資格履歴を必要とする期間（10年間）、また、副本区画ファイルに保存される情報については、加入者が当組合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年（最長5年間）まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。

③消去方法	＜基幹システムにおける措置＞ ・基幹システム内の特定個人情報は、基幹システムの検索機能を使って資格喪失日から保管期間が経過した特定個人情報を確認し、基幹システムの消去機能を使って個人番号を完全消去する。 ・その他、基幹システム内に保管したデータファイル等は、保管期間が終了したものを定期的に基幹システムで検出し、基幹システムの消去機能を使って完全に消去する。 ・電子記録媒体にデータファイル等を保管した場合は、保管期間が終了したものを定期的に管理簿で点検し、電子記録媒体を工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊して廃棄する。 ※上記の消去又は廃棄を行った場合、管理簿に消去又は廃棄の記録を記載する。 ・フラッシュメモリに一時的に記録した特定個人情報は、使用の都度速やかに完全消去する。 ・PC等のリース機器返却又は機器を廃棄する場合、HDDのデータを復元不可能に完全消去した証明書類の提出や疑義が生じた際の立入調査等を条件にリース業者や廃棄業者に引渡し、証明書類で消去を確認する。 条件に見合う適切な業者がない場合は、当組合でデータ消去ソフトを導入して完全消去を実施し、廃棄記録を管理簿に記載する。 ＜電子申請された届出書の措置＞ ・マイナポータルに申請された届出書データをレセオン端末から取得後、レセオン端末内の届出書データは速やかに消去する。 ・フラッシュメモリでレセオン端末と基幹システム間の電子申請データの授受を行ったときは、処理に使用後速やかに媒体からデータを完全消去する。 ・マイナポータル又はKXシステムに申請された届出書データを、各々の連携サーバーで受信して基幹システムに登録した時、連携サーバーに一時記録されたデータは自動的に消去される。 ・基幹システム内や電子記録媒体に保管した電子申請データは、上記＜基幹システムにおける措置＞の通り保管期間の終了後に消去又は廃棄し、管理簿に消去又は廃棄の記録を記載する。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・保管期間経過後は、中間サーバー等から適切に廃棄等を行う。 ・その他の消去又は廃棄については、上記＜基幹システムにおける措置＞の通り行う。

7. 備考

なし

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

健康保険基幹情報ファイル

※ 中間サーバー等に保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

【適用ファイル】

- ＜加入者情報項目＞
  - 証記号番号+枝番
  - 識別番号
  - 氏名
  - カナ氏名
  - 性別
  - 生年月日
  - 加入区分（強制・任継・特退）
  - 本支部コード
  - 事業所コード
  - 続柄コード
  - 続柄枝番
  - 資格取得年月日
  - 取得理由
  - 資格喪失年月日
  - 喪失理由
  - 所属コード
  - 社員コード
  - 住民票住所
  - 連絡先住所
  - 電話番号
  - 喪失予定年月日
  - 改定年月
  - 改定区分
  - 標準報酬月額-報酬実額
  - 賞与支払額
  - 賞与支払年月日
- ＜資格確認書項目＞
  - 交付年月日－回収年月日-回収理由
  - 有効開始年月日－終了年月日
  - 記載氏名、振り仮名
- ＜高齢受給者証項目＞
  - 交付年月日－回収年月日
  - 収入基準開始年月－終了年月日
  - 一部負担金割合
- ＜限度額適用認定証項目＞
  - 交付年月日－回収年月日
  - 発効年月日－終了年月日
  - 適用区分
  - 長期入院該当年月日
- ＜特定疾病療養受療証項目＞
  - 交付年月日－回収年月日
  - 発効年月日－終了年月日
  - 認定疾病区分
  - 自己負担限度額
- ＜一部負担金等免除証明項目＞
  - 交付年月日－回収年月日
  - 免除開始年月日－終了年月日
- ＜特定疾患受給者項目＞
  - 該当年月日－不該当年月日
- ＜公費項目＞
  - 公費負担者番号
  - 該当年月日－不該当年月日
- ＜届出記録項目＞
  - 氏名変更年月日
  - 産前産後休業開始年月日
  - 産前産後休業終了予定年月日
  - 産前産後休業終了年月日
  - 育児休業開始年月日
  - 育児休業終了予定年月日
  - 育児休業終了年月日
  - 法118条該当年月日－不該当年月日
  - 介護適用除外該当年月日
  - 介護適用除外非該当予定年月日
  - 介護適用除外非該当年月日
  - 給付金振込等口座情報　（#1）

（#1）：公金受取口座利用希望の場合は、情報照会により入手した口座情報を記録 。

【徴収ファイル】

- ＜任意継続・特例退職保険料管理項目＞
  - 識別番号
  - 前納区分（任継・特退）
  - 保険料収納記録（任継・特退）
  - 改定年月
  - 改定区分
  - 標準報酬月額

【給付ファイル】

- ＜適用情報＞
  - 識別番号
- ＜高額介護合算療養費項目＞
  - 給付年度
  - 自己負担額計算対象年月日(自-至)
  - 自己負担額合計
  - 自己負担額高齢者分再掲
- ＜療養費（本人・家族）支給項目＞
  - 診療の期間(自-至)
  - 診療の日数
  - 請求額
  - 支給額
  - 支給年月日
- ＜移送費（本人・家族）支給項目＞
  - 移送期間(自-至)
  - 移送回数
  - 請求額
  - 支給額
  - 支給年月日
- ＜傷病手当金支給項目＞
  - 療養のため休んだ（請求）期間(自-至)
  - 療養のため休んだ（請求）日数
  - 支給開始年月日
  - 支給額
  - 支給年月日
  - 支給日数
  - 支給期間(自-至)
- ＜埋葬料（費）（本人・家族）支給項目＞
  - 死亡年月日
  - 埋葬年月日
  - 埋葬費用
  - 支給額
  - 支給年月日
- ＜出産育児一時金（本人・家族）支給項目＞
  - 出産年月日
  - 生産児数
  - 死産児数
  - 支給額
  - 支給年月日
- ＜出産手当金支給項目＞
  - 出産年月日
  - 出産のため休んだ（請求）期間(自-至)
  - 出産のため休んだ（請求）日数
  - 支給額
  - 支給年月日
  - 支給日数
  - 支給期間(自-至)
- ＜高額療養費（本人・家族）支給項目＞
  - 診療の期間(自-至)
  - 診療の日数
  - 決定点数
  - 自己負担限度額
  - 支給額
  - 支給年月日

【情報提供等記録項目】

- 処理番号
- 処理番号の枝番
- 事務名称
- 事務手続名称
- 情報照会者部署名称
- 情報提供者部署名称
- 提供の求めの日時
- 提供の日時
- 特定個人情報名称
- 不開示コード
- 過誤事由コード
- 被保険者枝番

【本人確認項目】

- その他条件　履歴情報
- その他条件　消除者
- その他条件　異動事由
- 主たる照会条件
- 事務区分（住基法）
- 事務区分（番号法）
- 住所
- 住所（大字以降）
- 住民区分
- 個人番号
- 利用事由
- 変更状況
- 市町村コード
- 市町村名
- 性別
- 情報表示
- 氏名
- 氏名かな
- 照会対象期間終了　年月日
- 照会対象期間開始　年月日
- 照会対象期間（照会基準日）
- 生存状況
- 生年月日
- 異動事由
- 異動年月日
- 異動有無
- 要求レコード番号

【個人番号管理ファイル】

- ＜個人番号管理テーブル＞
  - 個人番号
  - 被保険者枝番
  - 識別番号
  - 理由コード
  - 理由
  - 郵便番号
  - 住所
- ＜個人番号記録＞
  - 登録日
  - 変更日
  - 前個人番号
  - 削除日
- ＜「被保険者枝番」記録＞
  - 登録日
  - 変更日
  - 削除日

※個人番号と紐付ける既存システムの「識別番号」

証記号番号+枝番・続柄コード・続柄枝番

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
健康保険基幹情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・機関誌や当組合Web、説明書の送付等で、個人番号の記載が必要な届出書の種類、様式、記載説明を明示して周知する。 ・郵送又は対面により個人番号を入手する場合は、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、併せて資格情報を参照して加入者であることを確認する。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・機関誌や当組合Web等で、事業所に個人番号の記載が必要な届出書の種類、様式、記載説明を明示して周知をする。 ・事業所が被保険者から個人番号の提出を受ける際、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認を実施するよう通知し、これを求める。 ・事業所から届出書を受け付けたとき、当組合で資格情報を参照して加入者であることを確認する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）も上記と同様の措置をとる。また、電子申請データは、電子証明書又は法人認証基盤によって申請者（加入事業所等）の身元確認がされたデータをマイナポータルからオンライン請求NWを通じて、又はKXシステムからIP-VPNによる閉鎖された専用通信回線を通じてのみ受け付ける。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・検索結果が不要になった場合は、基幹システムに情報登録を行わず、速やかに消去する。 ・当組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・当組合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバー等が照会要求や結果送信を制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・機関誌や当組合Web、説明書の送付等で、個人番号の記載が必要な届出書の種類、様式、記載説明を明示、周知し、被保険者に不必要な個人番号を記載させないようにする。 ・当組合で定めた様式以外の届出書又は必要外の記載がされている届出書は受け付けない。 ・個人番号の記載が必要ない届出書に誤って個人番号が記載されている届出書は受け付けない。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・事業所に個人番号の記載が必要な届出書の種類、様式、記載説明を通知し、被保険者に当該事務に不必要な個人番号を記載させないようにする。 ・当組合で定めた様式以外の届出書又は必要外の記載がされている届出書は受け付けない。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）も上記と同様の措置をとり、届出書のデータ作成仕様に定められた以外の情報が記録されている場合はシステム的に受け付けない。なお、事業所が日本年金機構の届出作成プログラムにより作成した場合は、データに必要な情報以外が記録されることはない。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】 ＜中間サーバー等における措置＞ ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・機関誌や当組合Web、説明書の送付等で、届出書の提出は郵送又は対面により当組合に提出することを明示して周知を図り、それ以外の方法では入手を行わない。 ・郵送又は対面により個人番号を記載した届出書の受付をする際、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、本人確認ができない場合は受け付けない。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・事業所が被保険者から個人番号の提出を受ける際、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認を実施するよう収集要領に記載して通知し、これを求める。 ・届出書に事業所名、届出書作成者氏名の記載を求めて、真正性を確認する。 ・事業所が電子記録媒体で届出書を届け出る場合、取り決めたパスワード、暗号化処置をした媒体以外は受け付けない。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）も上記と同様の措置をとる。また、電子申請データは、電子証明書又は法人認証基盤によって申請者（加入事業所等）の身元確認がされたデータをマイナポータルからオンライン請求NWを通じて、又はKXシステムからIP-VPNによる閉鎖された専用通信回線を通じてのみ受け付ける。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】 ＜中間サーバー等における措置＞ ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・郵送又は対面により個人番号を記載した届出書の受付をする際、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行う。 ・被扶養者の個人番号を届出書に記載するとき、その本人確認は被保険者が行う。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】 ・事業所が被保険者から個人番号の提出を受ける際、番号法第16条（本人確認の措置）に則り本人確認を実施するよう通知し、これを求める。
個人番号の真正性確認の措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・個人番号通知カード又は個人番号カードにより、届出書に記載された個人番号の真正性を確認する。 ・提出された届出書から個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・個人番号の真正性に疑義が生じたときは、本人に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・事業所が被保険者から個人番号の提出を受ける際、個人番号通知カード又は個人番号カードにより真正性を確認することを機関誌や当組合Web等で通知し、これを求める。 ・事業所から届け出された届出書から個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・個人番号の真正性に疑義が生じたときは、事業所に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）も上記と同様の措置をとる。 【中間サーバーにおける個人番号誤入力チェック機能のお知らせ等により、個人番号の誤りの疑いがあるとの連絡を受けた場合の対応】 ・中間サーバー等に登録した個人番号と資格取得届等に記載された個人番号との突合を行った上で、一般被保険者及びその被扶養者については事業所に、任意継続被保険者及びその被扶養者については被保険者に、個人番号を確認できる資料（個人番号カードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求めることを原則とする。 ・こうした対応が困難である場合には、個人番号により支払基金を介して地方公共団体情報システム機構に照会を実施し、照会結果の5情報と中間サーバー等に登録した5情報とが一致することを確認する。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・個人番号通知カード又は個人番号カードにより、届出書に記載された個人番号の正確性を確認する。 ・提出された届出書から個人番号を入力する際に、届出書と読み合わせを行い正確性を期する。 また、ダブルチェックを行って正確性を期する。 ・個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・個人番号の正確性に疑義が生じたときは、本人に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・事業所で個人番号を届出書に記載した際、提出された個人番号と読み合わせて正確性を期することを機関誌や当組合Web等で通知し、これを求める。 ・事業所から届け出された届出書から個人番号を入力する際に、届出書と読み合わせを行い正確性を期する。また、ダブルチェックを行って正確性を期する。 ・個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことを基幹システムでチェックする。 ・個人番号の正確性に疑義が生じたときは、事業所に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）も上記と同様の措置をとる（ただし、個人番号を手入力することはないので、上記の「届出書と読み合わせ、ダブルチェック」は除く。）。 【中間サーバーにおける個人番号誤入力チェック機能のお知らせ等により、個人番号の誤りの疑いがあるとの連絡を受けた場合の対応】 ・中間サーバー等に登録した個人番号と資格取得届等に記載された個人番号との突合を行った上で、一般被保険者及びその被扶養者については事業所に、任意継続被保険者及びその被扶養者については被保険者に、個人番号を確認できる資料（個人番号カードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求めることを原則とする。 ・こうした対応が困難である場合には、個人番号により支払基金を介して地方公共団体情報システム機構に照会を実施し、照会結果の5情報と中間サーバー等に登録した5情報とが一致することを確認する。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人から個人番号を入手する場合の措置（郵送又は対面による入手）】 ・郵送による入手には書留等を用い、誤送付がないよう送付先を印字した様式を利用する。 ・特定個人情報が記載された書類は管理簿に記載して速やかに保管庫に施錠保管する。 また、書類を使用後は文書保存規程に従って保管及び廃棄措置する。 【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】※ ・郵送による入手には書留等を用い、誤送付がないよう送付先を印字した様式を利用する。 ・電子記録媒体による入手は、暗号規約や標準フォーマット等を定めた仕様に基づきパスワード、暗号化を行い、施錠可能なケースに収納して荷物の追跡が可能な手段で搬送する。 ・事業所から届けられた届出書は送付伝票と内容・数量を照合確認した上で、受領書を起票する。 ・特定個人情報が記載された届出書は管理簿に記載して速やかに保管庫に施錠保管する。 また、届出書を使用後は文書保存規程に従って保管及び廃棄措置をする。 ・事業所から入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、速やかに保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に記録されたデータは、事前にウイルスチェックを行い、読み込んだ件数を事業所に書類で知らせて相違ないか確認する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体は、工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊して廃棄し、廃棄記録を管理簿に記載する。 ※電子申請された届出書の受け付け（入手） 事業所は、TLS/SSLによる暗号化でセキュリティを確保したデータをマイナポータル又はKXシステムに申請することとする。 当組合が、マイナポータル又はKXシステムでデータを受け付けし基幹システムに登録する処理は、権限を付与された必要最小限の職員等だけが行えるようシステム的に制御する。 また、マイナポータルに接続するオンライン請求NW、及びKXシステムに接続する通信回線はIP-VPNによる閉鎖された通信回線で、通信内容の秘匿や盗聴防止の対応がされている。 また、KXシステムでは、運用事業者が送受信されるファイルの閲覧、編集・加工等ができないようシステム上で制御されていること、事業所がKX事業所アプリからKXシステムにログインしてファイルを送信する際に予め設定された送信先コード（当組合に限られる）及び発信元コードが当該ファイルに記録され誤って他の組合に送信されないこと、暗号化されたファイルの復号鍵は当組合のみが持っているため他の事業所は当該ファイルの内容を見ることができないこと、KXシステム（サーバー）内部で当組合及び当組合の事業所が使用するファイル領域は他の組合と論理的に分離されていること等により、特定個人情報の漏えいを防止している。 【入手した情報の登録･確認をする基幹システム専用端末】 ・基幹システム専用端末にはファイアウォール、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新しておく。 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受、電子記録媒体による届出書等データの読出しについて、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該基幹システム専用端末を操作できるようアクセス制御する。 それ以外の基幹システム専用端末においては、特定個人情報ファイルについて基幹システム専用端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書込み及び読出し等ができないようシステム的に制御する。 ・中間サーバー等、マイナポータル、KXシステムと接続する各々の連携サーバーによる情報授受は、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセスを制御する。 ・基幹システム専用端末はインターネット等外部ネットワークと隔離する。 ・特定個人情報にアクセスする権限が与えられていない職員等が基幹システム専用端末を使用する場合、特定個人情報へのアクセスができないようシステム的に制御する。 【電子申請された届出書を受け付けるマイナポータル連携サーバー、レセオン端末、KX連携サーバー】 ・マイナポータル連携サーバー、レセオン端末、KX連携サーバーにはファイアウォール、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新しておく。 ・マイナポータル連携サーバーはマイナポータルと基幹システムにだけ接続し、レセオン端末はマイナポータルにだけ接続して、それ以外のネットワークやシステムとは分離する。 また、KX連携サーバーはKXシステムと基幹システムにだけ接続して、それ以外のネットワークやシステムとは分離する。 ・マイナポータル連携サーバー、レセオン端末、KX連携サーバーによる送受信は、使用権限を付与された必要最小限の職員等だけが操作できるようシステム的に制御する。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】 ＜中間サーバー等における措置＞ ・中間サーバー等と当組合の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
特定個人情報の入手における帳票の取扱いや確認・判断の誤り、基幹システム及び中間サーバー等、電子申請データ受付処理の利用・操作の誤り等によるリスクを防ぐため、必要な法令・省令、業務フロー、基幹システム及び中間サーバー等、電子申請データ受付処理の利用・操作等の教育・訓練を適宜実施する。 マイナポータルに電子申請された届出書の受け付け（入手）においては、健保連が管理する当組合に付与されたアカウントでマイナポータルにログインすることで、当組合宛に申請されたデータのみマイナポータルから入手できるよう制御されている。 KXシステムに電子申請された届出書の受け付け（入手）においては、システム認証機関から当組合に付与されたアカウントでログインすることで、当組合宛に申請されたデータのみ入手できるよう制御されている。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		・基幹システムは、識別番号と個人番号を紐付けて管理し参照が可能であるが、個人番号を用いない事務処理においては、個人番号にアクセスできないようシステム的に制御する。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務においても、ログイン時には個人番号のアクセスや個人番号の入力、参照、表示等の紐付け機能を遮断した状態に設定されていて、必要がある場合のみアクセス権限がある職員等に限って設定を切り替え紐付けできるようシステム的に制御する。 ・特定個人情報にアクセス権限のない職員等がシステム操作をする場合、いかなる方法によっても個人番号にアクセスできず、個人番号の参照、表示等、紐付けができないようシステム的に制御する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務以外は、いかなる方法によっても個人番号のアクセスや個人番号の入力、参照、表示等ができないようシステム的に制御する。 ・特定個人情報にアクセス権限のない職員等がシステム操作する場合、全ての事務処理において個人番号にアクセスできず、個人番号の参照、表示等ができないようシステム的に制御する。
その他の措置の内容		なし
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	＜基幹システムにおける措置＞※ ・全てのシステム利用者に発効するユーザID及び登録されたパスワードでログイン認証を行う。 ・共有のユーザIDは使用しないこととする。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限（アクセス権限）の有無を決定し、システム管理責任者が管理簿に登録、管理する。 ・アクセス権限が付与されたシステム利用者以外は個人番号を取り扱えないようシステム管理・制御機能に設定して、システム的に制御する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は最小限に限定する。 ・パスワードに有効期間を設けて、定期的に変更するようシステム的に制御する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないようシステム管理･制御機能から抹消する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理を行う職員等のユーザー認証管理も、上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 なお、マイナポータルにログインする当組合のユーザーIDの管理は健保連により行われ、KXシステムに接続する当組合及び事業所のユーザーIDの管理はシステム認証機関により行われる。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・中間サーバー等を利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限（アクセス権限）の有無を決定して、ユーザID、パスワードと合わせて管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・統合専用端末又はサーバー間接続を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するよう中間サーバー等で制御している。

アクセス権限の発効・失効の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜基幹システムにおける措置＞※ 【アクセス権限の発効】 ・採用や異動等で適用、給付、徴収担当となる職員には、担当となる日から有効なアクセス権限を、システム管理責任者がシステム管理・制御機能に設定し、管理簿に記載する。 【アクセス権限の失効】 ・異動や退職等で担当から外れる職員には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するようシステム管理責任者がシステム管理・制御機能の設定を変更し、管理簿に記載する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行う職員等のアクセス権限の発効・失効管理も、上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 なお、マイナポータルにログインする当組合のアクセス権限の発効・失効は健保連に申請して行い、KXシステム接続する当組合及び事業所のアクセス権限の発効・失効はシステム認証機関に申請して行う。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・アクセス権限は、各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、基幹システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。 (1)発効管理 ・採用や異動等で中間サーバー等を利用する事務を担当する職員には、担当となる日から有効なアクセス権限を、システム管理責任者が登録し、管理簿に記載する。 (2)失効管理 ・異動や退職等で担当から外れる職員には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するようシステム管理責任者が登録を変更し、管理簿に記載する。 ＜中間サーバー等における措置＞ 当組合のシステム管理責任者が統合専用端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもったシステム管理責任者用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等のシステム管理責任者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等においてシステム管理責任者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり無効にしたりするよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。
アクセス権限の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜基幹システムにおける措置＞※ ・ユーザID、アクセス権限の発効や更新は、システム管理責任者以外は行えないものとする。 ・システム管理責任者は、ユーザIDやアクセス権限の発効や更新を行う都度、管理簿に記載し保管する。 ・システム管理責任者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与等、管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに有効期間を設けて、定期的に変更するようシステム的に制御する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行う職員等のアクセス権限の管理も、上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 なお、マイナポータルにログインする当組合のパスワード、及びKXシステムに接続する当組合や事業所のパスワードは、設けられた有効期間に沿って定期的に変更を行う。 ・事務の目的を超えて公金受取口座情報等が利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないようにシステムで制御されている。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、システム管理責任者以外は行えないものとする。 ・システム管理責任者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理簿に記載し保管する。 ・システム管理責任者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与等、管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・該当する当組合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバー等で制御している。

特定個人情報の使用の記録		[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜基幹システムにおける措置＞※ ・個人番号の登録や更新、情報検索、個人番号を含むデータ表示機能等の使用及び特定個人情報ファイルへのアクセス等について、システム操作ログを自動的に記録する。 ・操作ログには、処理年月日、時間、操作者等を記録する。 ・操作ログは一定期間保管し、不正アクセスや事故が疑われるときに点検し追跡できるようにする。 ・システム管理責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体等の管理簿と操作ログの突合等や操作ログを確認し、不正な運用等が行われていないかを点検する。 ※マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行う操作ログの記録も、上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 なお、当組合がKXシステムでデータを送受信した記録は、KXシステムにアクセスしても参照できる。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・中間サーバー等の使用について、システム管理責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用等が行われていないかを点検する。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末又はサーバー間接続による操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録している。
その他の措置の内容		なし
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		＜基幹システムにおける措置＞ ・アクセス権限がある職員等でも、Ⅰ基本情報「1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に記載した事務以外では個人番号や特定個人情報ファイルにアクセスできないようシステム的に制御する。 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受、電子記録媒体による届出書等データの読出しについては、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御する。 それ以外の基幹システム専用端末においては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書込み及び読出しができないようシステム的に制御する。 ・中間サーバー等、マイナポータル、KXシステムに接続する各々の連携サーバーによる情報授受は操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御する。 ・電子記録媒体又はフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得て、利用記録等を媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体等の管理簿と操作ログの突合等、定期的に操作ログをチェックし、必要のないアクセスやデータ抽出等の不正な持出し等が行われていないか監視する。 ・職員に、特定個人情報の適切な取扱いを理解させることを目的として定期的に教育、研修を行う。 ＜電子申請された届出書の受け付けにおける措置＞ ・マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行うのは、アクセス権限を付与された必要最小限の職員等に限定し、アクセス権限が付与された職員等でも限定された端末以外からは電子申請データにアクセスできないようシステム的に制御する。 ・マイナポータルの電子申請データをレセオン端末からフラッシュメモリに一時的に複写するときは、アクセス権限を付与された職員等が事前に管理者の承認を得て、システム管理責任者がパスワード設定した媒体の使用を管理簿に記載して行い、処理に使用後速やかに媒体からデータを完全に消去して返却し、責任者はそれを確認する。 ・マイナポータルの電子申請データをレセオン端末から取得後、レセオン端末内の電子データは速やかに消去する。 ・マイナポータル又はKXシステムに電子申請されたデータを各々の連携サーバーで受信して基幹システムに登録後、連携サーバーに一時記録されたデータは自動的に消去される。 ・電子記録媒体等の管理簿と操作ログの突合等、定期的な操作ログのチェックや、職員等に対する教育、研修は上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・統合専用端末又はサーバー間接続を利用した情報照会依頼時等において、当組合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバー等で制御している。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜基幹システムにおける措置＞ ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受、電子記録媒体による届出書等データの読出しについては、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御する。 それ以外の基幹システム専用端末においては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書込み及び読出しができないようシステム的に制御する。 ・中間サーバー等、マイナポータル、KXシステムに接続する各々の連携サーバーによる情報授受は操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御する。 ・バックアップファイルは暗号化し、入退室管理をしたサーバー室内に保管する。 ・電子記録媒体又はフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得て、利用記録等を媒体管理簿に記載する。処理に使用後速やかにフラッシュメモリからはデータを完全に消去して返却し、責任者はそれを確認した上で、保管庫に施錠保管する。 ・PC等のリース機器返却又は機器を廃棄する場合、HDDのデータを復元不可能に完全消去又は物理的に破壊した証明書類の提出や疑義が生じた際の立入調査等を条件にリース業者や廃棄業者に引渡し、証明書類で処置を確認する。条件に見合う適切な業者がない場合は、当組合でデータ消去ソフトを導入して完全消去を実施し、廃棄記録を媒体管理簿に記載する。 ・廃棄する電子記録媒体及びフラッシュメモリは、工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊して廃棄し、廃棄記録を媒体管理簿に記載する。 ・電子記録媒体等の管理簿と操作ログの突合等、定期的に操作ログをチェックし、必要のないアクセスやデータ抽出等の不正な持出し等が行われていないか監視する。 ＜電子申請された届出書の受け付けにおける措置＞ ・マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行うのは、アクセス権限を付与された必要最小限の職員等に限定し、アクセス権限が付与された職員等でも限定された端末以外からは電子申請データにアクセスできないようシステム的に制御する。 ・マイナポータルの電子申請データをレセオン端末からフラッシュメモリに一時的に複写するときは、アクセス権限を付与された職員等が事前に管理者の承認を得て、システム管理責任者がパスワード設定した媒体の使用を管理簿に記載して行い、処理に使用後速やかに媒体からデータを完全に消去して返却し、責任者はそれを確認する。 ・マイナポータルの電子申請データをレセオン端末から取得後、レセオン端末内の電子データは速やかに消去する。 ・マイナポータル又はKXシステムに電子申請されたデータを各々の連携サーバーで受信して基幹システムに登録後、連携サーバーに一時記録されたデータは自動的に消去される。 ・KXシステムの運用事業者は、送受信されるファイルの閲覧、編集・加工等ができないようシステム上制御されている。 ・電子記録媒体等の管理簿と操作ログの突合等、定期的な操作ログのチェックや、職員等に対する教育、研修は上記＜基幹システムにおける措置＞と同様に行う。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ 委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。 ・中間サーバー等を利用して複製等のファイル操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・加入者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出し等が行われていないか監視する。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当組合の職員が情報提供等記録をファイル出力（ダウンロード）※する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 なお、基幹システム専用端末を利用して当組合の職員が情報提供等記録をファイル出力（ダウンロード）することはできない。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当組合の職員がファイル出力（ダウンロード）※する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 なお、基幹システム専用端末を利用して当組合の職員が副本区画のファイル出力（ダウンロード）することはできない。また、基幹システム専用端末を利用して当組合の職員が委託区画のファイル出力（ダウンロード）をする際は、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※統合専用端末にファイル出力（ダウンロード）する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を基幹システムに取り込むために必要。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		・プライバシーマーク、ISMS、ISO9000等の認証取得をしている等、情報保護管理について十分な体制である委託先を選定する。 ・委託を行う前に委託先を訪問し、セキュリティ設備、作業環境等を確認する。 ・委託先の管理体制、担当者名簿とセキュリティ教育・研修受講歴等の提示を求める。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　　制限している　　]　＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
	具体的な制限方法	＜当組合事務所に来て行う委託業務における措置＞ ・特定個人情報を取り扱う委託先従業者は必要最小限とし、取り扱う事務範囲や特定個人情報ファイルへのアクセス権限をシステム的に制限する。 ・基幹システムの保守・点検等の作業で稼動確認テストを行う場合は、あらかじめ作業内容と使用する特定個人情報ファイルの連絡を受け、必要に応じて当組合職員を立ち会わせる。 ＜委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）＞ ・担当する従業者を必要最小限に限定し、取扱い範囲やアクセス権限等を明確にした担当者名簿の提出を受けて確認し、必要に応じて変更指示をして制限する。 ・隔離された作業場所、保管場所の限定を求める。 ・業務委託契約で、特定個人情報ファイルの閲覧・更新の範囲制限を明記する。 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　]　＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜当組合事務所に来て行う委託業務における措置＞ ・基幹システム専用端末を使用して行う業務は、当組合職員と同様に全ての操作ログを記録し一定期間保管して、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングで操作ログのチェックを行う。 ・基幹システムの保守・点検等作業及び稼動確認テストを行う場合は当組合に事前に連絡し、作業内容の記録、報告を行わせ一定期間保管する。 ＜委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）＞ 次の記録を一定期間保管することを義務付け、不正な取扱いがされていないことを定期又は不定期に調査すること、また必要によって記録の提出や当組合が立入調査することを契約条件とする。 ・提供した書類や電子記録媒体の授受及び保管記録。 ・操作ログ及び作業内容記録。 ・消去又は廃棄の記録とその証明書類。 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・操作ログを中間サーバー等で記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）＞ 契約書や誓約書で、委託先から再委託や他者への提供等は行わないルールにしている。 ルールの遵守については、次の方法で確認を行う。 ・業務担当者ごとの業務実施量等の記録を定期的に提出させ、他者や外部に提供・委託等をしていないことを確認する。 ・委託契約に定める調査権に基づき、立入調査や報告を求める。 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・契約書において当組合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供等を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出し等が行われていないか監視する。 ＜当組合事務所に来て行う委託業務における措置＞ 契約書や誓約書で、委託先から再委託や他者への提供等は行わないルールにしており、当組合事務所内での提供では次の様な措置･取扱いをする。 ・特定個人情報ファイルについて電子記録媒体及びフラッシュメモリへの複製・書込み及び読出し等ができないようシステム的に制御をしている基幹システム専用端末で当組合事務所内でのみ業務を行って、情報の複製・持出し等はできないようにして、他者への提供等ができないようにする。 ・業務に提供する書類や媒体は業務終了後に必ず当組合職員に返却させ、当組合職員はその授受を管理簿に記録する。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）＞ ・特定個人情報の提供及び返却時に授受伝票と管理簿の記録をその都度点検し、双方で一定期間保存する。 ・提供及び返却の際の搬送方法は、施錠可能なケースに格納し、委託先の従業者が持ち運ぶ又は荷物の追跡が可能な手段を用いて搬送することとする。 ・電子記録媒体で提供及び返却する時は、当組合で認証した暗号化、パスワード設定を行うこととする。 ・目的以外の使用、複写・複製を禁止し、必要と判断したときは委託契約に定める調査権に基づき、立入調査や報告を求める。 ・返却を求めず消去や廃棄を指示した場合には、消去又は廃棄証明書を提出させる。 ・契約書に特定個人情報ファイルの提供・使用について、安全管理や使用の記録作成等の義務を定め、当組合に随時報告又は必要に応じて当組合が立入調査する。 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・契約書において当組合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出し等が行われていないか監視する。 ＜当組合事務所に来て行う委託業務における措置＞ 当組合事務所内での業務への提供では次の様な措置･取扱いをする。 ・特定個人情報ファイルについて電子記録媒体及びフラッシュメモリへの複製・書込み及び読出し等ができないようシステム的に制御をしている基幹システム専用端末で当組合事務所内でのみ業務を行って、情報の複製・持出し等はできないようにする。 ・業務に提供する書類や媒体は業務終了後に必ず当組合職員に返却させ、当組合職員はその授受を管理簿に記録する。
特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜委託先事業所で行う委託業務における措置（取りまとめ機関以外の委託先）＞ ･特定個人情報を返却させず消去や廃棄を指示した場合は、消去又は廃棄証明書を提出させる。 ・消去は、消磁、粉砕、裁断、溶解等により、情報が復元できないよう措置を講じることを義務付ける。 ・必要があると認めるときは、視察、立入調査を行い、記録の提出を求める。 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当組合が適切に廃棄等を行う。 ・機構保存本人確認情報については、当組合から取りまとめ機関に電子記録媒体を渡した場合は、取りまとめ機関が当組合に機構保存本人確認情報を提供する際に電子記録媒体を返却する。当組合に返却できない場合は、一定期間保管した上で、取りまとめ機関が物理的破壊を行う。 ＜当組合事務所に来て行う委託業務における措置＞ ・提供又は作成した特定個人情報は全て当組合に提出、返却させ、当組合の職員がそれらの消去や廃棄を指示した場合以外、委託先の従業者に消去や廃棄を行わせない。 ・業務終了後、使用した基幹システム専用端末内のデータや一時的に作成したファイルは全て消去させる。 ・操作ログ及び作業記録を管理し、必要があるときは検証・確認を行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け　　等。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	再委託契約に次の事項を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監督のもと再委託先において安全管理措置が講じられていることを確認する。再委託先が更に委託する場合においても同様に取り扱うものとする。 ・秘密保持義務。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け等。
その他の措置の内容		なし
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①統合専用端末又は基幹システム専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録しているため不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ＜公金受取口座情報の入手に関する基幹システムにおける措置＞ ①本人が給付金の請求をする申請書の受取口座情報を記載する欄に、登録されている公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公金受取口座情報を照会する仕組みとすることにより、目的外の公金受取口座情報の入手を防止する。 ②チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公金受取口座情報を照会する仕組みについては、書類の記載内容を健保業務システムに登録する際の職員のチェックを行うとともに、事務所管課の上長の決裁時にも目的外の入手が行われていないことをチェックする。 ③加入者が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法を当組合ホームページや申請書様式へ記載すること等によって周知する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバー等と医療保険者等の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②医療保険者等の基幹システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない基幹システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバー等と医療保険者等の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 （※）中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー等にも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを基幹システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係るリスク対策＞
・統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
・情報授受でフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得る。
・フラッシュメモリの利用記録等は管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。
・情報授受に用いるフラッシュメモリが使用ができる基幹システム専用端末を限定し、それ以外の基幹システム専用端末では使用できないようシステム的に制御する。
・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、システム管理責任者がパスワード設定した媒体以外は基幹システム専用端末及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。
・基幹システム専用端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、フラッシュメモリへの不必要な複製等をチェックする。
・統合専用端末は中間サーバー等以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て消去する。
・フラッシュメモリに一時的に記録したデータは、使用した都度、速やかにデータを消去し、システム管理責任者はそれを確認する。
＜サーバー間接続に係る情報連携サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策＞
・情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
・情報授受の操作を行う基幹システム専用端末を限定し、それ以外の専用端末は使用できないようシステム的に制御する。
・情報連携サーバーは中間サーバー等及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離する。
・情報連携サーバーにファイアウォールを設置して不正アクセスを防止し、ウイルス対策ソフトの導入及びパターンファイルの随時更新を行ってデータを保護する。
・情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、チェックする。
・情報連携サーバーには一時的に情報を格納するだけで、情報授受が終了した時点でシステムで自動的に消去する。
・情報連携サーバーはデータセンターに設置され、その運用・保守事業者は個人番号を内容に含むデータを取り扱わない契約とし、情報連携サーバーの運用・保守事業者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行う。
・情報連携サーバーと取りまとめ機関の中間サーバー等間の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
・当組合の基幹システム（サーバー）とデータセンターに設置された情報連携サーバー間の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。
＜中間サーバー等における措置＞
①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴（操作ログ）を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等にて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
⑤中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜セキュリティ管理区域（「特定個人情報を取り扱う事務を実施する区画及びサーバー室」）における措置＞ ・基幹システムのサーバー等の特定個人情報を取り扱うサーバーは日本国内に設置している ・IDカードによる立入の制限、入退室記録管理 ・監視カメラの設置 ・カメラ、携帯電話等の記録媒体の持ち込み禁止 ・無停電電源装置（UPS）の付設 ・消火設備、煙感知器等の設置 ・サーバーラックの施錠 ・サーバー及び基幹システム専用端末をインターネット等外部ネットワークと隔離 ・基幹システムが特定個人情報を取り扱うサーバーは日本国内に設置 等により、リスクを回避する。 ＜各連携サーバーの管理における措置＞ 情報連携サーバー、マイナポータル連携サーバー、KX連携サーバーは、基幹システム運用事業者が契約するデータセンター（日本国内）に設置し、データセンターでは次の様なセキュリティ措置が行われている。 ・出入口、通路・エレベーターホール、サーバー室内に監視カメラを設置し、24時間365日有人監視 ・入館時の顔写真付き身分証明書で本人確認、入退館記録管理 ・サーバー室の入退室はICカードにより認証 ・サーバーラック毎の施錠管理 ・超高感度煙検知システム、消火・排煙設備 ・非常用発電装置と無停電電源装置（UPS）を装備　等。 ＜KXシステムの管理における措置＞ KXシステム（サーバー）は、運用事業者が保有・管理するデータセンター（日本国内）に設置し、データセンターでは次の様なセキュリティ措置が行われている。 ・データセンター内に監視カメラを設置、24時間365日有人監視 ・入館時の顔写真付き身分証明書で本人確認、入退館記録管理 ・サーバー室への入退室はIDカード及び顔認証 ・エリア毎に生体認証によるアクセス制御 ・サーバー及びネットワーク機器を施錠ラック内に設置 ・メンテナンス用の端末はワイヤロックし、のぞき見防止フィルタ設置 ・煙検知システム、消火・排煙設備、無停電電源装置（UPS）を装備　等。 ＜中間サーバー等における措置＞ ・運用支援環境は、クラウド事業者が保有・管理する環境（日本国内）に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、監視カメラ等による入退室及び室内映像の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜基幹システムにおける措置＞ ・不正アクセス防止のため、ファイアウォールの設置 ・ウイルス対策ソフトの導入、パターンファイルの随時更新 ・オペレーティングシステム等のパッチの随時適用 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受、電子記録媒体による届出書等データの読出しについては、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御 それ以外の基幹システム専用端末においては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書込み及び読出しができないようシステム的に制御 ・中間サーバー等、マイナポータル、KXシステムに接続する各々の連携サーバーによる情報授受は操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが当該端末を操作できるようアクセス制御 ・各々の連携サーバーには一時的に情報を格納し、情報授受が終了した時点でシステムで自動的に消去 ・基幹システム専用端末は、他の情報系端末等に兼用しない ・サーバー及び基幹システム専用端末はインターネット等外部ネットワークに接続できないよう分離 ・中間サーバー等、マイナポータル、KXシステムとデータセンターに在る各々の連携サーバー間、各々の連携サーバーと当組合内の基幹システム（サーバー）間の通信は、IP－VPNによる閉域サービスを使用し、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止 ・基幹システムで保管している「個人番号管理ファイル」は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる 等により、リスクを回避する。 ＜電子申請された届出書の受け付けにおける措置＞ ・マイナポータルに接続するオンライン請求NW、及びKXシステムに接続する通信回線は、通信内容の秘匿や盗聴防止がされたIP-VPNによる閉鎖された通信回線を使用する。 ・マイナポータル内部において、オンライン請求NWの接続先と事業主の接続先は論理的に分離され、また、KXサーバー内部においても、当組合及び事業所の接続先は論理的に分離されている。 ・KXシステムを利用して複数の事業所から提出されるファイルは、KXシステムが提出元の事業所を自動で判別し、KXサーバー内の当組合の事業所毎に論理的に区分された領域に格納され、当該ファイルに提出元以外の事業所がアクセスすることはできない。 ・マイナポータル又はKXシステムに電子申請された届出書を受け付けし基幹システムに登録処理等を行うのは、アクセス権限を付与された必要最小限の職員等だけに限定したアクセス制御をし、アクセス権限が付与された職員等でも限定された端末以外からは電子申請データにアクセスできないようシステム的に制御する。 ・マイナポータル連携サーバーはマイナポータルと基幹システムにだけ接続し、レセオン端末はマイナポータルにだけに接続し、それ以外のネットワークやシステムとは分離する。また、KX連携サーバーはKXシステムと基幹システムにだけ接続して、それ以外のネットワークやシステムとは分離する。 ・連携サーバーには、契約により運用事業者がファイアウォールの設定やウイルス対策ソフトを導入しパターンファイルを随時更新する。 等により、リスクを回避する。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・統合専用端末及び情報連携サーバーはインターネットに接続できないように分離 ・統合専用端末及び情報連携サーバーは中間サーバー等以外のシステムに兼用できないよう分離 等により、リスクを回避する。 ＜中間サーバー等における措置＞ ①運用支援環境において保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバー等はインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②運用支援環境では、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス（クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス）等を活用し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ④運用支援環境では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥中間サーバー等と当組合の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ⑦運用支援環境とオンライン資格確認等システムとの通信は、個人番号が送信されることがないように、厚生労働省が定めたインターフェース仕様に沿って、決められたデータ項目のみ提供するようシステム的に制御されている。 ⑧オンライン資格確認等システム側から運用支援環境へはアクセスしないよう制御（情報を提供した際の処理結果電文は除く。）する。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[　　保管している　　]	＜選択肢＞ 1）保管している　　2）保管していない
具体的な保管方法	死亡喪失後、保管期間内の加入者情報は、生存する加入者と同様の安全管理措置を講じて保管する。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜基幹システムにおける措置＞ ・被扶養者については年1回、現況確認により情報の更新を実施する。 ・当組合の機関誌、Webページ等で加入者や事業所に異動・変更を速やかに届出るよう周知を図る。 ・口座情報登録システムから入手する公金受取口座情報について、給付金等の申請の際に公金受取口座情報の利用希望があった場合は、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管する（過去の情報連携で取得した公金受取口座情報のまま保存され続けることはない。）。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・加入者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバー等の委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
手順の内容	＜基幹システムにおける措置＞ ・喪失日から保管期間が経過した加入者を定期的に基幹システムで検出し、基幹システムの消去機能を使って個人番号を消去する。 ・その他、基幹システム内に保管したデータファイル等は、保管期間が終了したものを定期的に基幹システムで検出し、消去機能を使って完全に消去する。 ・電子記録媒体にデータファイル等を保管した場合は、保管期間が終了したものを定期的に管理簿で点検し、電子記録媒体を工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊して廃棄する。 ※上記の消去又は廃棄を行った場合、管理簿に消去又は廃棄の記録を記載する。 ・中間サーバー等と情報の授受をする情報連携サーバーには一時的に情報が格納されるだけで、情報授受が終了した時点で自動的に消去される。 ＜電子申請された届出書における措置＞ ・マイナポータルの電子申請データをレセオン端末から取得後、レセオン端末内の電子申請データは速やかに消去する。 ・フラッシュメモリでレセオン端末と基幹システム間の電子データの授受を行ったときは、処理に使用後速やかに媒体からデータを消去する。 ・基幹システム内や電子記録媒体に保管した電子申請データは、上記＜基幹システムにおける措置＞の通り保管期間の終了後に消去又は廃棄し、管理簿に消去又は廃棄の記録を記載する。 ・マイナポータルからマイナポータル連携サーバーで受信した電子申請データは、マイナポータル連携サーバーに一時的に格納されるだけで、基幹システムに取り込み後、自動的に消去される。 ・KXシステムからKX連携サーバーで受信した電子申請データは、KX連携サーバーに一時的に格納されるだけで、基幹システムに取り込み後、自動的に消去される。 ・KXシステムで事業所から組合宛に送信された電子申請データは、KXシステムの組合連携用サーバーに一時的に格納され、当該ファイルがダウンロードされたタイミングで、組合連携用サーバーから自動的に消去される。また、一定期間(70日)ダウンロードされなかった場合も自動的に消去される。 なお、KXシステムは事業所から届いた電子申請データを組合連携用サーバーへ転送するのみで、	

		システム内に当該ファイルを保持しない。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・資格審査時に中間サーバー等の運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた加入者について、中間サーバー等委託区画に登録されている資格情報を消去する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を消去する。
その他の措置の内容		なし
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【運用上のルールによる措置】
・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
・保存期間が過ぎた特定個人情報の記載された用紙(届出書や帳票類)はシュレッダーで粉砕して廃棄
・書類又は電子記録媒体の搬送時の所在追跡可能な手段の実施
・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施
・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
・PC等のリース機器返却又は機器を廃棄する場合、HDDのデータを復元不可能に完全消去又は物理的に破壊した証明書類の提出や疑義が生じた際の立入調査等を条件にリース業者や廃棄業者に引渡し、証明書類で処置を確認
条件に見合う適切な業者がない場合は、当組合でデータ消去ソフトを導入して完全消去を実施し、廃棄記録を媒体管理簿に記載
・廃棄する電子記録媒体及びフラッシュメモリは、工具又はメディアシュレッダーで物理的に破壊して廃棄し、廃棄記録を媒体管理簿に記載
・電子記録媒体及びフラッシュメモリからデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う

【特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応】
「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日個人情報保護委員会)の(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(事業者編)」に基づき、次の対応を行う。
(1)事業所内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
(3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
(5)事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。
(6)事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策について、速やかに公表する。
(7)番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに本告示等に基づく報告先に報告する。
ただし、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告し、その後、重大事態に該当する事案は、本規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する。

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・定期的に、評価書記載事項や個人情報保護管理規程（PMS運用監査）に基づいて特定個人情報の取扱い及び業務運用が行われているか、チェックリストを作って各担当部署内で点検し報告する。 ・点検の結果、問題や不備が明らかになったときは、速やかに究明に当たり、是正措置をする。 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ ・当組合は、取りまとめ機関からの実施要請を契機に自己点検を実施（年1回）し、実施結果を取りまとめ機関へ報告（年1回）することとしている。 ・自己点検の対象システムは、中間サーバー等、既存システム及び統合専用端末であり、医療保険者等向け中間サーバー等との接続運用に係る運用管理規程（以下「運用管理規程（医療保険者等向け）」という。）の別紙「安全管理措置一覧」を使用して行う。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜内部監査＞ 情報セキュリティ基本方針（個人情報保護監査基本計画）に基づき、定期的に内部監査責任者（個人情報保護監査責任者）及び内部監査人（内部監査員）が特定個人情報の取扱いや運用実態を次の観点から監査する。 ・評価書記載事項及び特定個人情報保護に関する規程の遵守 ・特定個人情報保護に関する体制、人的安全管理措置の実施内容 ・特定個人情報保護、安全管理措置の周知、教育の実施内容 ・特定個人情報保護に関する物理的、技術的安全管理措置の実施内容 ・インシデントの発生状況、再発防止策の実施内容 ＜取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置＞ 当組合は、運用管理規程（医療保険者等向け）に基づき、基幹システム及び当組合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。 ＜監査結果の反映＞ 監査の結果、問題や不備が明らかになったときは、速やかに問題究明に当たり、是正措置をする。 また、これを次回の特定個人情報保護評価におけるリスク評価の参考とする。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	【教育・啓発】 ・職員の採用・就任時に、個人情報保護管理規程及び取扱要領等の教育を行う。 ・最低毎年１回、全職員等に特定個人情報取扱いの教育を行う。 ・教育実施後、理解度の把握や啓発を図るため、テストやレポート提出を行う。 ・事故が発生した場合、その原因、影響、再発防止策等を全職員等に周知する。 ・QC活動などを通じて、リスク回避の方策や改善案等を職員に考えさせ提案させる。 ・適当な外部機関の教育、研修プログラムに交代で参加させる。 ・他の組合等のリスク対策やルールについて意見交換等ができる交流の機会を設ける。 ・派遣職員については、契約時の派遣先による当組合の契約における特定個人情報の取扱いの周知徹底を行い、当組合に在職中は職員と同等に上記のような教育・啓発に参加させて教育する。 【取りまとめ機関が定める当組合の教育における措置】 ・情報提供ネットワークシステム運用主体や厚生労働省、取りまとめ機関等が医療保険者等向けに実施する教育・研修、訓練等に当組合の職員を参加させる。 ・運用管理規程（医療保険者等向け）の「5.1 教育」に則り、情報提供ネットワークシステム運用主体が提供する教育計画及び取りまとめ機関が提供する教育・研修資料を基に毎年教育計画を作成して実施する。 ・教育実施後、受講者のＱ＆Ａ対応や理解度向上を目的としたフォローアップ対応を適宜行う。 ・受講者の意見等を踏まえた上で教育内容の改善を検討すると共に、収集した意見等の集計結果をレポートにまとめ、取りまとめ機関に提供する。 【違反行為の措置】 ・違反行為が組合内外に与える影響の重大性に応じて、戒告、減給、停職、解雇等の処分を行う。 ・違反行為による損害賠償を請求することがある。 ・これらの措置、処分について就業規則に定め、周知する。

3. その他のリスク対策

なし

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒110-8639 東京都台東区東上野1－13－14 関東百貨店健康保険組合　総務部　℡03－3833－6145
②請求方法	当組合所定の様式による書面で、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ・様式1　保有個人データ等開示依頼書 ・様式2　保有個人データ等利用停止等依頼書
特記事項	当組合の機関誌、Webページ等に、請求先、請求方法、必要書類について掲載する。
③手数料等	[　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：　　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　行っていない　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	なし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	なし

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒110-8639 東京都台東区東上野1－13－14 関東百貨店健康保険組合　業務部　℡03－3833－6141
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を起票し、内容及び対応、経過等について記録を残す。 ・重要度や緊急度のランク付けを行い、対応体制や回答期限を設定する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せは、理事長へ報告の上、対応を決定する。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	当該評価書を当組合ホームページに掲載し、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。
②実施日・期間	令和7年4月11日～令和7年5月12日（31日間）
③期間を短縮する特段の理由	期間の短縮なし
④主な意見の内容	意見の提出なし
⑤評価書への反映	意見の提出なし
3. 第三者点検	
①実施日	ー
②方法	ー
③結果	ー
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	令和7年7月7日
②個人情報保護委員会による審査	

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「主務省令」という。）第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令第4条で定めるもの
2	健康保険組合	主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第5条で定めるもの
3	全国健康保険協会	主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第8条で定めるもの
4	都道府県知事	主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第15条で定めるもの
5	市町村長	主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第29条で定めるもの
6	都道府県知事	主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第40条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第40条で定めるもの
7	都道府県知事	主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第44条で定めるもの
8	市町村長	主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第50条で定めるもの
9	日本私立学校振興・共済事業団	主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第58条で定めるもの
10	国家公務員共済組合	主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第67条で定めるもの
11	市町村長又は国民健康保険組合	主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で第71条定めるもの
12	地方公務員共済組合	主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第85条で定めるもの
13	市町村長	主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第89条で定めるもの
14	後期高齢者医療広域連合	主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第117条で定めるもの
15	都道府県知事等	主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの
16	市町村長	主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第133条で定めるもの
17	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第139条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第139条で定めるもの

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
18	独立行政法人日本学生支援機構	主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第143条で定めるもの
19	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令第147条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令第147条で定めるもの
20	都道府県知事	主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第160条で定めるもの
21	都道府県知事等	主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第163条で定めるもの
22	都道府県知事等	主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウィルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第166条で定めるもの
23	都道府県知事等	主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの
24	都道府県知事等	主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第168条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第168条で定めるもの
25	都道府県知事	主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第175条で定めるもの

※当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	Ⅰ-1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜事務内容＞ 1．適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3）	＜事務内容＞ 1．適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）（被保険者が希望する場合に限る。）は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3） ＜事務内容＞の末尾に追記 （付）給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更
令和5年3月16日	Ⅰ-6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （提供）番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　　第31条の2	番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （提供）番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　　第31条の2の2	事後	番号法改正及び主務省令の改正により号番号、条項番号を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	（別添1）事務の内容 （備考）		＃1＜給付金･還付金等の振込事務について＞を追加 一般被保険者への給付金等は、被保険者が所属する事業所又は被保険者が申請の際に届け出た金融機関等口座に振込処理を行う。任意継続被保険者又は資格喪失者への給付金･還付金等は、被保険者が申請の際に届け出た金融機関等口座に振込処理を行う。 なお、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和5年4月以降、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、照会データをオンラインで中間サーバー等に送り情報提供ネットワークシステムで口座情報登録システム（デジタル庁）に照会して取得した当該被保険者の公金受取口座に振込処理を行う。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る変更
令和5年3月16日	Ⅱ－2．基本情報 ④記録される項目		[主な記録項目]に記載 その他（　公金受取口座情報　） [その妥当性]に追加 ・公金受取口座情報：被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更
令和5年3月16日	Ⅱ－2．基本情報 ⑥事務担当部署	業務部	業務部、総務部総務課経理係	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る変更
令和5年3月16日	Ⅱ－3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団）	行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、デジタル庁）	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更
令和5年3月16日	Ⅱ－3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	業務部	業務部、総務部総務課経理係	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正により号番号を変更
令和5年3月16日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目		【適用ファイル】の＜届出記録項目＞に追加 給付金振込等口座情報	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る変更
令和5年3月16日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理		＜基幹システムにおける措置＞に追加 ・事務の目的を超えて公金受取口座情報等が利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないようにシステムで制御されている。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更
令和5年3月16日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		＜基幹システムにおける措置＞に追加 ・バックアップファイルは暗号化し、施錠できる保管庫等で管理する。	事後	未記載であったため、追加記載
令和5年3月16日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的以外の入手が行われるリスク		＜公金受取口座情報の入手に関する基幹システムにおける措置＞を追加 ①本人が給付金の請求をする申請書の受取口座情報を記載する欄に、登録されている公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公金受取口座情報を照会する仕組みとすることにより、目的外の公金受取口座情報の入手を防止する。 ②チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公金受取口座情報を照会する仕組みについては、書類の記載内容を健保業務システムに登録する際の職員のチェックを行うとともに、事務所管課の上長の決裁時にも目的外の入手が行われていないことをチェックする。 ③加入者が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法を当組合ホームページや申請書様式へ記載すること等によって周知する。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策		＜セキュリティ管理区域（「特定個人情報を取り扱う事務を実施する区画及びサーバー室」）における措置＞に追加 ・基幹システムが特定個人情報を取り扱うサーバーは日本国内に設置	事後	当初より国内に設置しているが未記載であったため、近年の漏えい事故例に鑑みリスク対策していることを追加記載
令和5年3月16日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策		＜基幹システムにおける措置＞に追加 ・基幹システムで保管している「個人番号管理ファイル」は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる	事後	当初より暗号化処理を行っているが未記載であったため、リスク対策していることを追加記載
令和5年3月16日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		＜基幹システムにおける措置＞に追加 ・口座情報登録システムから入手する公金受取口座情報について、給付金等の申請の際に公金受取口座情報の利用希望があった場合は、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管する（過去の情報連携で取得した公金受取口座情報のまま保存され続けることはない。）。	事前	公金受取口座情報の入手・利用の開始に係る重要な変更
令和5年3月16日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第２号）」に基づき、次の対応を行う。	【特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応】 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日個人情報保護委員会）の（別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）」に基づき、次の対応を行う。	事後	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の改正により、資料名等を変更
令和5年3月16日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正により号番号を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム Ⅰ-7. 評価実施機関における担当部署 (別添1)事務内容 Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 ④入手に係る妥当性 Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所、③消去方法		各項目に、KXシステム(電子文書授受システム)の利用及び仕組に関する基本的な説明を追記	事前	KXシステム(電子文書授受システム)の利用開始により事前に変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 の各項に、KXシステム(電子文書授受システム)利用に係るリスク対策を追記	事前	KXシステム(電子文書授受システム)の利用開始により事前に変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用		リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク の各項に、KXシステム(電子文書授受システム)利用に係るリスク対策を追記	事前	KXシステム(電子文書授受システム)の利用開始により事前に変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去		リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策、⑥技術的対策 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク の各項に、KXシステム(電子文書授受システム)利用に係るリスク対策を追記	事前	KXシステム(電子文書授受システム)の利用開始により事前に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜事務内容＞ 当組合が行う事務のうち、番号法別表1の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を入手(※2) (5)健康保険被保険者証の発行や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は、支払基金経由で中間間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。	＜事務内容＞ 当組合が行う事務のうち、番号法別表の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を入手(※2) (5)健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、支払基金経由で中間間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。	事後	番号法、健康保険法、主務省令等の改正により事後に変更
	Ⅰ-5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法　第9条第1項(利用範囲)　別表第1　項番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条 ・住民基本台帳法　第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)	・番号法　第9条第1項(利用範囲)　別表　項番2 ・住民基本台帳法　第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)	事後	番号法改正により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （照会）別表第2　項番3、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第3条 （提供）別表第2　項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、　87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （委託の根拠）・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項	・番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （照会）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条 （提供）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、　27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項及び同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、　第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 （委託の根拠）・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項	事後	番号法改正により事後に変更
	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 その他、評価書全般	記載文中の 基本4情報	記載文中の 5情報	事後	務省令等の改正により事後に変更
	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 その他、評価書全般	記載文中の 健康保険被保険者証	記載文中の 健康保険被保険者証（令和6年12月2日以降は資格確認書）	事後	健康保険法等の改正により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3.. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜個人番号の入手方法の妥当性＞ 【地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手】 個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイルー括照会し入手する。 ＜個人番号の入手の時期・頻度の妥当性＞（※2） (1)新規加入入手 ・個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、その届け出があった都度、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイルー括照会により随時入手する。	＜個人番号の入手方法の妥当性＞ 【地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手】 個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイルー括照会し入手する。 ただし、5情報が一致しない場合は入手せず、本人等への確認を行う。 ＜個人番号の入手の時期・頻度の妥当性＞（※2） (1)新規加入入手 ・個人番号の記載が必要な届出書に個人番号が記載されていない場合又は記載された個人番号の確認が必要な場合は、その届け出があった都度、統合専用端末で中間サーバー等を介して支払基金経由で地方公共団体情報システム機構に即時照会又はファイルー括照会により随時入手する。ただし、5情報が一致しない場合は入手せず、本人等への確認を行う。	事後	主務省令等の改正により事後に変更
	Ⅱ-3.. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性＞ ・当組合は番号法別表第2 項番に基づき、統合専用端末又は基幹システム専用端末を利用し、中間サーバー等を介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	＜情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性＞ ・当組合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバー等を介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事後	番号法改正により事後に変更
	Ⅱ-5.. 特定個人情報の提供・移転（委託の伴うものを除く。） 提供・移転の有無 提供先１ ①～③	提供・移転の有無 [○]提供を行っている （ 26）件 提供先１ ①～③ 番号法第19条第8号別表2	提供・移転の有無 [○]提供を行っている （ 25）件 提供先１ ①～③ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	番号法改正により事後に変更
	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【適用ファイル】 ＜加入者情報項目＞ 郵便番号 住　所 ＜被保険者証項目＞ 交付年月日ー回収年月日 有効開始年月日ー終了年月日 券面記載氏名、カナ氏名	【適用ファイル】 ＜加入者情報項目＞ 住民票住所 連絡先住所 ＜資格確認書項目＞ 交付年月日ー回収年月日-回収理由 有効開始年月日ー終了年月日 記載氏名、振り仮名	事後	健康保険法等の改正により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2. 特定個人情報に入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 同 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		【中間サーバーにおける個人番号誤入力チェック機能のお知らせ等により、個人番号の誤りの疑いがあるとの連絡を受けた場合の対応】 ・中間サーバー等に登録した個人番号と資格取得届等に記載された個人番号との突合を行った上で、一般被保険者及びその被扶養者については事業所に、任意継続被保険者及びその被扶養者については被保険者に、個人番号を確認できる資料（個人番号カードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求めることを原則とする。 ・こうした対応が困難である場合には、個人番号により支払基金を介して地方公共団体情報システム機　構に照会を実施し、照会結果の5情報と中間サーバー等に登録した5情報とが一致することを確認する。	事後	主務省令等の改正により事後に追加
	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1： 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー等における措置＞ （※）番号法別表第2に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー等における措置＞ （※）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法改正により事後に変更
	（別添1）事務の内容	（備考） ※図中の「情報連携サーバー」とは、委託区画ファイルへの資格情報の登録や更新及び副本区画ファイルへの副本情報の登録や更新を行う際に統合専用端末を用いず中間サーバー等と基幹システムをサーバー間接続をして行うための送受信用サーバーで、ウィルス対策ソフト及びファイアウォールでセキュリティ保護し、他の外部ネットワークシステムとは分離している。 　なお、地方公共団体情報システム機構や他の情報保有機関への情報照会は統合専用端末で行い、情報連携サーバーを介したサーバー間接続では行わない。	（備考） ※図中の「情報連携サーバー」とは、委託区画ファイルへの資格情報の登録や更新及び副本区画ファイルへの副本情報の登録や更新を行う際に統合専用端末を用いず中間サーバー等と基幹システムをサーバー間接続をして行うための送受信用サーバーで、ウィルス対策ソフト及びファイアウォールでセキュリティ保護し、他の外部ネットワークシステムとは分離している。 　なお、地方公共団体情報システム機構や他の情報保有機関への情報照会は統合専用端末で行い、情報連携サーバーを介したサーバー間接続では行わない（ただし、公金受取口座情報のデジタル庁への照会はサーバー間接続でも可能）。	事後	リスク対策の変更を伴わないシステムの機能改善により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間　その妥当性	・基幹システムに保存する個人番号については、当組合の「システム等運用管理規程」に規定された保存期間に基づき、資格喪失後10年間保管する。 ・電子申請された届出書データは決済処理が終了するまでの間、基幹システム又は電子記録媒体で保管・管理する。 決済処理をした届出書データ等は、当組合の「文書保存規程」及び「システム等運用管理規程」に定められた期間、基幹システム又は電子記録媒体で保管する。	・基幹システムに保存する個人番号については、当組合の「文書保存規程」に規定された保存期間に基づき、資格喪失後10年間保管する。 ・電子申請された届出書データは決済処理が終了するまでの間、基幹システム又は電子記録媒体で保管・管理する。 決済処理をした届出書データ等は、当組合の「文書保存規程」に定められた期間、基幹システム又は電子記録媒体で保管する。	事後	規程の名称を事後に修正
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	記載文中の 文書保存管理規程	記載文中の 文書保存規程	事後	規程の名称を事後に修正
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	【入手した情報の登録・確認をする基幹システム専用端末における措置】 専用端末	【入手した情報の登録・確認をする基幹システム専用端末における措置】 基幹システム専用端末	事後	正確を期するため端末の呼称を事後に修正